

管理番号 254

提案事項 沿岸漁業改善資金の金融機関による転貸融資方式の追加、転貸融資の場合の機関保証の対象化

提案団体 九州地方知事会（山口県提案分）

旧農業改良資金、林業・木材産業改善資金及び沿岸漁業改善資金のいずれの資金も、根拠法における目的には、経営の発展や生産力の増大というように同様の内容が規定されている。このうち旧農業改良資金と林業・木材産業改善資金は、直接貸付に加えて転貸制度が導入されているが、沿岸漁業改善資金のみ転貸制度を認められない理由が回答からは不明であり、明確にされたい。

なお、御案内のとおり、旧農業改良資金や林業・木材産業改善資金については、農業改良措置や林業・木材産業改善措置の内容等に関する計画に基づき都道府県が貸付資格の認定を行うものであり、転貸制度の利用により資金の貸付は金融機関が行う場合でも、都道府県等との連携が必要な仕組みとなっている。

貴省の第1次回答の2におけるご指摘については、都道府県の直接貸付制度を廃止し、転貸貸付制度のみとした場合には該当するが、今回の提案は漁業者がいずれかの貸付方法を選択できるようにすることが趣旨であり、懸念には当たらない。現状では、漁業者が連帯保証人や担保物件が確保できなければ、借入れを断念するか、他の有利子資金を使用するしかなく、有利子資金では借入利子や保証料の両方を負担することとなる。共同提案県においても、転貸制度の導入により、漁業者の選択の幅が広がり、当資金をより利用しやすくなるという意見がある。

山口県の沿岸漁業改善資金の実績が少ないとの御指摘であるが、転貸制度の導入により特別会計に造成した資金の活用につながるものと考え提案をしたものである。また、貸付実績の多い共同提案県においても、同様の支障事例があり、制度改正を求める意見があることから、制度改正の必要性はあるものとする。

確実な償還の確保という点では、転貸制度に伴う基金協会の保証も十分な措置といえるものである。

また、金融ノウハウのある漁連、漁協又は農林中央金庫に事務の一部を委任することができるが、このことが保証人確保問題の根本的な解決につながるわけではない。

当資金が現状でも大きな役割を果たしていることに異論はないが、制度を見直すことにより、都道府県の造成資金の活用の幅が広がるとともに、漁業者も自らの実情に合わせた当資金の利用が可能となるものである。また、金融機関からの貸付けの場合には、貸付審査に係る都道府県の事務が軽減される。

以上から、制度改正は必要なものとする。それにも関わらず、沿岸漁業改善資金への転貸制度の導入は慎重に行う必要があるとされるのであれば、理由を明確にされたい。